

短期入所 ●●●● 運営規程

第1条（事業の目的）

この規程は、ソーシャルインクルー株式会社(以下「事業者」という。)が設置する短期入所 ●●●● (以下「事業所」という。)において実施する指定障害福祉サービスの短期入所 (以下「短期入所」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定を受けた障害者 (以下「利用者」という。)に対し、利用者の立場に立った適切な短期入所の提供を確保することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業者は、利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業者は、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業者は、サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 事業者は、事業の実施に当たっては、自ら提供する短期入所の事業の質の評価を行い、常にその改善に努めるものとする。
- 5 事業者は、事業の実施に当たっては、前4項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第72号）その他関係法令等を遵守する。

第3条（事業所の名称等）

事業所の名称及び所在地は、以下の通りとする。

- (1) 名 称 短期入所 ●●●●
- (2) 所在地 愛知県 ●●●●

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 世話人 7名以上
世話人は、利用者に対して、食事の提供、日常生活上の支援、相談を行う。
- (3) 生活支援員 3名以上
生活支援員は、利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護等を行う。
- (4) 夜間支援従事者 2名以上
夜間支援従事者は、夜間及び深夜の時間帯を通じて、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

第5条 (利用定員等)

短期入所の定員等は、以下の通りとする。

(1) 専用居室 (併設型)

実施住居名	所在地	定員
短期入所 ●●●●	愛知県●●●●	2人

第6条 (短期入所を提供する主たる対象者)

事業所において短期入所を提供する主たる対象者は、以下の通りとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者

第7条 (短期入所の内容)

事業者が行う短期入所の内容は以下の通りとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清しき
- (3) 日常生活上の介護
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理
- (7) そのほか日常生活上の世話

第8条 (利用者から受領する費用の額等)

事業者は、短期入所を提供したときは、支給決定を受けた障害者から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領を行わない短期入所を提供したときは、支給決定障害者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 事業者は、前2項の支払を受けるほか、短期入所において提供する便宜に要する費用として、以下の各号に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受けることができるものとする。

- (1) 食費 朝食 300 円、昼食 300 円、夕食 400 円とする。
 - (2) 光熱水費 1 日あたり 500 円とする。
 - (3) 日用品費 実費（利用者負担）とする。
- 4 事業者は、前項の費用の支払を受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
 - 5 事業者は、第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者に交付するものとする。

第 9 条（サービス利用にあたっての留意事項）

利用者は、以下に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷等他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) そのほか管理上必要な指示に従うこと。

第 10 条（緊急時等の対応）

事業所の従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関へ連絡する等の措置を講じると共に、管理者に報告しなければならない。

第 11 条（苦情解決）

事業者は、その提供した障害福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 事業者は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力すると共に、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 事業者は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力すると共に、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。
- 7 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

第12条（事故発生時の対応について）

事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

第13条（非常災害対策）

事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員と利用者およびその家族に周知するものとする。

- 2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練・救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

第14条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、世話人等の従業員に対し研修を実施し、利用者に対する虐待を早期発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - ア 採用時研修 採用時
 - イ 継続研修 年1回以上

- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
- ア 委員会の開催 年1回以上

第15条（身体拘束等の適正化に関する事項）

事業者は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録することとする。
- 3 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には、当該利用者及びその家族等に説明することとする。
- 4 事業者は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ることとする。

(1) 委員会の開催 年1回以上

- 5 事業者は、身体拘束等の適正化のための指針を整備することとする。
- 6 事業者は、従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施することとする。

(1) 採用時研修 採用時

(2) 継続研修 年1回以上

第16条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、愛知県●●市・●●市・●●市とする。ただし、上記以外の地域からの利用希望があった場合には面接、相談、協議の上利用を決定することとする。

第17条（そのほか運営についての留意点）

事業者は、適切な短期入所が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために以下の通り研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用時

(2) 継続研修 年2回以上

- 2 事業所の従業者及び管理者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業者は、雇用契約においては、従業者及び管理者であった者が、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
- 4 事業者は、利用者に対する短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該短期入所を提供した日から5年間保存するものとする。

5 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備するとともに、当該記録を当該短期入所を提供した日から5年間保存する。

第18条（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担うものとする。

（1） 緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

（2） 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

第19条（委任）

この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和●年●月1日から施行する。

この規程は、令和●年●月1日から改定する。